

上 尾 市  
上尾市消防本部  
上尾市水道事業 訓令第1号  
上尾市議会  
上尾市教育委員会

本 庁  
出 先 機 関  
上尾市消防本部  
上尾市上下水道部  
上尾市議会事務局  
上尾市教育委員会事務局  
市立教育機関  
上尾市職員働き方改革推進会議

上尾市職員働き方改革推進会議設置規程を次のように定める。

令和8年5月7日

上尾市長 畠山 稔  
上尾市消防長 鈴木 康夫  
上尾市長 畠山 稔  
上尾市議会議長 田中 一崇  
上尾市教育委員会教育長 西倉 剛

上尾市職員働き方改革推進会議設置規程

(設置)

第1条 職員の働き方改革を全庁的に推進するため、上尾市職員働き方改革推進会議（以下「働き方改革推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 働き方改革推進会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 職員の働き方改革に関する施策の実施及び進行管理に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、職員の働き方改革の推進に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員長は、総務部次長（総務部次長が複数いる場合にあつては、総

務部職員課の事務を分掌する総務部次長)の職にある者をもって充てる。

2 副委員長は、行政経営部次長(行政経営部次長が複数いる場合にあつては、行政改革の事務を分掌する行政経営部次長)の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(設置期間)

第4条 働き方改革推進会議の設置期間は、令和9年3月31日までとする。

(会議)

第5条 働き方改革推進会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 働き方改革推進会議は、働き方改革推進会議を構成する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者の会議への出席等)

第6条 働き方改革推進会議は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

(報告)

第7条 委員長は、必要があると認めるときは、会議における調査審議の状況を市長に報告するものとする。

(庶務)

第8条 働き方改革推進会議の庶務は、総務部職員課において処理する。

(委任)

第9条 この規程に定めるもののほか、働き方改革推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、公布の日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

市長政策室次長 行政経営部次長(行政改革の事務を分掌する行政経営部次長を除く。) こども未来部次長 健康福祉部次長 市民生活部
---

次長	環境經濟部次長	都市整備部次長	上下水道部次長	消防本部
次長	議会事務局次長	教育委員会事務局	教育総務部次長	教育委員
会事務局	学校教育部次長			